

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
看護支援システム貸借(再リース)	独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院 〒937-0042 富山県魚津市六郎丸992 契約担当役 院長 三輪 晃一	平成21年7月1日	NECキャピタルソリューション(株) 石川県彦三町一丁目2番1号	看護支援システムの再リース契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは現行契約相手方以外に存在しないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,257,318	-	-	看護支援システムの再リース契約であり、条件を満たす契約を締結できるのは現行契約相手方以外に存在しないため。	19	
職員駐車場賃貸借	独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院 〒640-8505 和歌山県和歌山市古屋435 契約担当役 院長 玉置 哲也	平成21年7月1日	松三不動産(株) 和歌山市松江北6-6-15	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	23,700,000	-	-	駐車場の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
生体情報モニタ部品交換修理一式(A室)	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院 〒031-8551 青森県八戸市白銀町字南ヶ丘1 契約担当役 院長 河津 俊太郎	平成21年7月7日	アイベックホールディングス(株)八戸支店 青森県八戸市大字田向字橋下3番地1	早急に修理を行わなければ診療に支障をきたす恐れがあることから、会計細則第52条第1項に該当するため。	-	1,501,500	-	-	早急に修理を行わなければ診療に支障をきたす恐れがあるため。	13	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構静岡産業保健推進センター 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59-6大同生命・静岡ビル6F 契約担当役 所長 鎌田 隆	平成21年8月22日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,123,488	-	-	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂2-2-3さいたま浦和ビルディング2階 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成21年8月24日	ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株) 東京都千代田区丸の内3-3-1	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,399,262	-	-	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所賃借	独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町1-3-35水戸南町第一生命ビルディング4F 契約担当役 所長 小林 敏郎	平成21年8月27日	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,655,850	-	-	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
移転に伴う不要物品の廃棄物処理料金	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建照	平成21年9月1日	(株)ミダック 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地	工事の進行状況に応じ病棟等から臨時で大量のごみが廃棄され保管が難しいことから、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,373,316	-	-	工事の進行状況に応じ病棟等から臨時で大量のごみが廃棄され保管が難しいため。		13
機密書類・粗大ゴミ回収・廃棄作業	独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院 〒430-8525 静岡県浜松市東区将監町25 契約担当役 院長 梶原 建照	平成21年9月1日	(株)ミダック 静岡県浜松市東区有玉南町2163番地	工事の進行状況に応じ病棟等から臨時で大量のごみが廃棄され保管が難しいことから、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	7,013,045	-	-	工事の進行状況に応じ病棟等から臨時で大量のごみが廃棄され保管が難しいため。		13
医療事務業務	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター 〒820-8508 福岡県飯塚市大字伊岐須550-4 契約担当役 院長 芝 啓一郎	平成21年9月1日	(株)メディカルアソシア 福岡県福岡市中央区天神1-6-8	職員の異動により、人員配置に不足が生じたことから、会計細則第52条第1項に該当するため。	-	1,397,712	-	-	職員の異動により、人員配置に不足が生じたため。		13
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構岩手産業保健推進センター 〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1マリオス12F 契約担当役 所長 石川 育成	平成21年9月1日	(株)盛岡地域交流センター 岩手県盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,245,014	-	-	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。		5
事務所原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構静岡産業保健推進センター 〒420-0851 静岡県静岡市葵区黒金町59-6大同生命・静岡ビル6F 契約担当役 所長 鎌田 隆	平成21年9月1日	木内建設(株) 静岡県静岡市駿河区国吉田1丁目7番37号	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,999,975	-	-	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。		5
事務所現状復帰工事契約	独立行政法人労働者健康福祉機構広島産業保健推進センター 〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-11日本生命広島第二ビル 契約担当役 所長 坪田 信孝	平成21年9月1日	(株)星光ビル管理 j広島県広島市中区中島町3-25	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	2,835,000	-	-	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。		5

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
超音波診断装置修理	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 藤原 研司	平成21年9月2日	東芝メディカルシステムズ(株) 横浜支店 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-5	機器障害等を改善するための早急にブロープ交換修理を行う必要があることから、会計細則第52条第1号に該当するため。	-	1,500,000	-	-	機器障害等を改善するための早急にブロープ交換修理を行う必要があるため。	13	
原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構埼玉産業保健推進センター 〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和高砂2-2-3さいたま浦和ビルディング2階 契約担当役 所長 荒記 俊一	平成21年9月2日	(株)鴻池組 東京都江東区南砂2-7-5	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	5,985,000	-	-	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	
医事課窓口業務	独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター 〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7511 契約担当役 院長 徳弘 昭博	平成21年9月4日	(株)ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2-9	職員の退職により、人員配置に不足が生じたことから、会計細則第52条第1項に該当するため。	-	1,799,280	-	-	職員の退職により、人員配置に不足が生じたため。	13	
事務所賃借料	独立行政法人労働者健康福祉機構京都産業保健推進センター 〒604-8186 京都市中京区車屋御池下ル梅山町361-1アーバネック御池ビル東館7F 契約担当役 所長 森 洋一	平成21年9月10日	(株)アーバネックス 大阪市中央区備後町一丁目7番10号	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	1,836,245	-	-	事務所の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	
事務所入居工事	独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町1-3-35水戸南町第一生命ビルディング4F 契約担当役 所長 小林 敏郎	平成21年9月14日	アルゴスペースデザイン(株) 東京都中央区日本橋小網町12-7日本橋小網ビル6F	事務所に係る設備等工事の契約であり、事務所賃貸借契約において賃貸者の指定する設計者施行者により工事を行うことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,360,000	-	-	事務所に係る設備等工事の契約であり、事務所賃貸借契約において賃貸者の指定する設計者施行者により工事を行うため。	5	
事務所原状回復工事	独立行政法人労働者健康福祉機構茨城産業保健推進センター 〒310-0021 茨城県水戸市南町1-3-35水戸南町第一生命ビルディング4F 契約担当役 所長 小林 敏郎	平成21年9月14日	(株)竹中工務店東関東支店 千葉県中央区中央港1丁目16番1号	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	3,570,000	-	-	事務所の賃貸借契約解除に伴う原状復旧工事であり、契約条件を満たす相手方が当該業者以外にいないため。	5	

平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
オーダーリングシステム導入に伴う電気設備増設工事	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 木村 清延	平成21年9月17日	(株)伊藤電気商会 北海道美唄市西1条北7丁目1番1号	早急に工事を実施しなければ既に契約を締結しているオーダーリングシステムの稼働時期が遅れることから、会計細則第56条第1項に該当するため。	-	4,567,500	-	-	早急に工事を実施しなければ既に契約を締結しているオーダーリングシステムの稼働時期が遅れるため。	13	
宿舍賃借契約	独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院 〒702-8055 岡山県岡山市築港緑町1-10-25 契約担当役 院長 清水 信義	平成21年9月25日	(株)レオパレス21 東京都中野区本町2-54-11	職員宿舍の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないことから、会計細則第52条第6号に該当するため。	-	25,362,130	-	-	職員宿舍の賃貸借契約であり、契約条件を満たす相手方が他にいないため。	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成21年度に締結した契約のうち、平成22年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」